

安全保障理事会決議 1810 (2008)

2008年4月25日、安全保障理事会第5877回会合にて採択

安全保障理事会は

2004年4月28日の決議1540(2004)および2006年4月27日の決議1673を再確認し、

核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、すべての加盟国が、軍備管理と軍縮に関係するすべての義務を果たすことおよびあらゆる大量破壊兵器のすべての側面における拡散を防止する必要があることを、1992年1月31日の安保理の国家元首および行政府の長レベル会合において採択された議長声明を再確認し、

核、化学および生物兵器の拡散の防止が、平和的な利用が拡散の偽装として用いられるべきではない一方で、平和目的の国際的な、物資、機材および技術協力を阻害すべきではないことを再確認し、

国際連合憲章に規定されている主要な責任に従って、核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対するいかなる脅威に対しても適切かつ効果的な行動を取る決意を確認し、

決議1540(2004)のいかなる義務も、核拡散防止条約、化学兵器条約および生物毒素兵器条約の締約国としての権利あるいは義務と矛盾し、もしくは変更する、また、国際原子力機関あるいは化学兵器禁止機関の責任を変更すると解釈されてはならないとの決定を再確認し、

国際法に従っての、国家間の国際的な協力が、非国家的な主体による核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段、および関連物資の非合法的取引に対抗するために必要であることにも留意し、

第5次活動計画にもとづいての、決議1540(2004)により設置された委員会、以下1540委員会、がすでに実施した活動を了とし、

決議1673(2006)第6項により要請されている報告の重要性を念頭において、

すべての国家が、決議1540(2004)の履行に関する国別報告書を1540委員会に提出したわけではなく、また、国内法およびそれらの法の実施を確保するための措置の制定を含む、すべての国家による決議1540(2004)の完全な履行は、国家、地域および国際レベルにおいて継続的に取り組みを必要とする長期的な課題であることにも留意し

この点において、1540委員会と加盟国との間の対話の重要性を確認し、また、このような対話では、直接の接触が効果的な手段であることを強調し、国家、地域、準地域および国際レベルにおいて、適切な場合、国際の平和に対する深刻な挑戦と脅威に対し地球的な

対応を強化するために、取り組みの調整を強化する必要を確認し、

この点において、その要請に応じ、国家に対しその必要に見合う効果的な援助を提供する重要性を強調し、また、支援のための情報交換機能が効率的かつ利用可能であることを確保することの重要性を強調し、

金融活動タスク・フォース(FATF)の枠組みの指導を考慮に入れた、拡散に関連する活動への資金提供の防止を含めての、決議 1540 (2004) の完全な実施へ向けての国際的な取り組みに留意し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1540 (2004) における決定および要請を繰り返し表明し、すべての国家がこの決議を完全に実施することの重要性を強調する。
2. 決議 1540 (2004) を実施するためにすでに実施し、あるいは実施する予定の措置に関する最初の報告書をまだ提出していない国家に対し、1540 委員会に対し、その報告書を遅滞無く提出するよう繰り返し求める。
3. すでに報告書を提出した国家に対し、いつでもあるいは 1540 委員会の要請に応じ、決議 1540 (2004) の実施に関する追加的な情報を提供するよう奨励する。
4. すべての国家に対し、適切な場合には 1540 委員会の支援を得て、自発的に略式の計画、優先順位の精密な計画、また、決議 1540 (2004) の主要条項の履行のための計画を準備し、また、そのような計画を 1540 委員会に提出するよう奨励する。
5. 支援を要請した国家に対し、それらを 1540 委員会に伝えるように奨励し、また、その趣旨で、委員会の援助様式を活用するよう奨励し、国家と国際、地域的および準地域的機構に対し、適切な場合には、援助を提供することが可能な分野について、2008 年 6 月 25 日までに委員会に通知することを促し、国家とそれらの機構に対し、以前にまだ行っていない場合には、1540 委員会に援助を担当する窓口を 2008 年 6 月 25 日までに提供するよう求める。
6. 専門家による支援の継続と共に、1540 委員会の職務権限を、2011 年 4 月 25 日まで、3 年間延長することを決定する。
7. 1540 委員会に対し、決議 1673 (2006) の第 6 項に規定されている報告書を完成し、安全保障理事会に、できる限り早期に、遅くとも 2008 年 7 月 31 日までに提出するよう要請する。
8. 1540 委員会に対し、決議 1540 (2004) の履行状況に関する包括的な再検討を審議し、その問題についての考察を、2009 年 1 月 31 日までに安保理に報告するよう要請する。
9. 委員会は、毎年 1 月の末までに、年間の作業計画を安全保障理事会に対して提出すべきことを決定する。
10. 決議 1540 (2004) のすべての側面における各国の履行状況についての情報の集積、

情報宣伝、対話、援助および協力を含み、また、とりわけ決議の第1項ならびに第2項のすべての側面とともに(a)アカウントビリティ、(b)物理的防御、(c)国境の管理と法律の施行に関する取り組みおよび(d)そのような輸出や積み替えの財源確保のような資金と役務の提供の管理を含む国家の輸出と積み替えの管理を包括する第3項へ対処する作業計画を通して、1540 委員会は、すべての国家による決議 1540(2004)の完全な履行を促進するための取り組みを強めることを継続すべきことを決定する。

11. この点に関し、

(a) 1540 委員会と国家との間の、決議 1540 (2004) を完全に履行するための、さらなる活動および必要とされ、また、提供される技術的な支援についての現行の対話の続行を奨励する；

(b) 決議 1540 (2004) の履行を促進する地域、準地域、そして適切な場合には、国レベルの情報宣伝活動を組織し、また参加し続けるよう 1540 委員会に要請する；

(c) 1540 委員会に提出された援助様式、行動計画または他の情報のような手段を通して、援助の申し出と要請の合致に積極的に取り組むことを含め、決議 1540 (2004) の実施のための技術援助を促進する委員会の役割の強化を継続するよう 1540 委員会に促す；

(d) 1540 委員会に対し、決議 1540 (2004) の対象となる領域において学んだ経験と教訓の共有を促進するために、国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に積極的に関与し、また、決議 1540 (2004) の履行を促進するかもしれない計画の利用可能性を伝達するよう促す；

(e) 決議 1540 (2004) の履行を促進するために、関心を有する国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に相互に交流する機会を提供するよう要請する；
よう決定する。

12. 1540 委員会、アル・カイダおよびタリバンに関連して決議 1267 (1999) により設置された安全保障理事会委員会および対テロリズムに関連して決議 1373 (2001) により設置された安全保障理事会委員会の間での、適当な場合には、強化された情報の共有、各国への訪問の調整、それぞれの職務権限の枠内での技術支援および三つの委員会すべてに関連するそれ以外の問題を通してのものを含め、現行の協力を強化する必要を繰り返し表明し、また、それぞれの取り組みをよりよく調整するために、委員会の共通の関心分野において指導を提供する意図を表明する。

13. 1540 委員会に対し、決議 1540 (2004) の実施においての必要を識別し、対処するうえで、国家を支援するために、自発的な財政上の貢献を奨励し、十分に活用するように促し、また、1540 委員会に対し、既存の財源制度を開発し、さらに効果的にするための選択肢を考慮し、安保理に対し、この問題についての考察を 2008 年 12 月 31 日より以前に報告するよう要請する。

14. 1540 委員会が、その必要事項の履行の達成を通しての決議 1540 (2004) の遵守

に関する報告書を 2011 年 4 月 24 日以前に安全保障理事会に対して提出することを決定する。

15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。